

# 豊中市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

## 目次

1	目的	1
2	事業概要	1
3	返礼品提供事業者の要件	2
4	返礼品の要件	2
5	返礼品提供事業者として登録することの効果	5
6	申請方法	5
7	募集期間、選定スケジュール	6
8	返礼品の内容変更等	7
9	返礼品提供事業者および返礼品の登録取消	7
10	個人情報の保護	7
11	返礼品提供事業者および返礼品の見直しについて	8
12	その他の留意事項	8
13	申込み・問い合わせ先	9

## 1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度により豊中市（以下「市」または「本市」）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、本市の魅力発信、地元特産品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

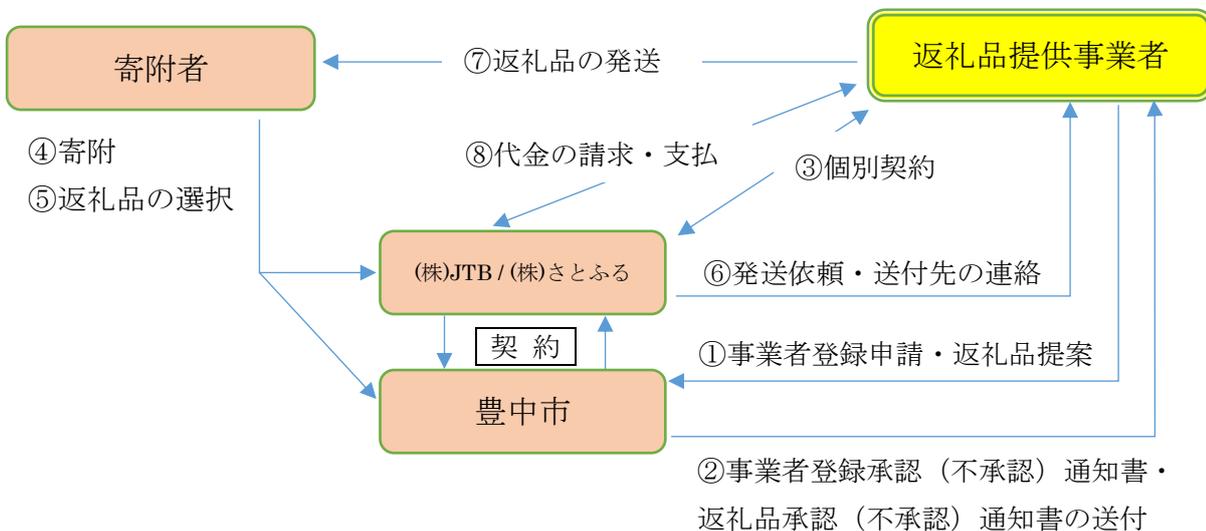
## 2 事業概要

(1) 本市の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じてふるさと納税返礼品ポータルサイトから、希望する商品を自由に選択できる制度を採用します。提供いただく商品が、本市ふるさと納税の返礼品として認められた場合は、各サイトを通じて広く紹介します。

全体のスケジュールは「7 募集期間、選定スケジュール」に記載しています。

(2) 効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、市は返礼品取扱業務全般を株式会社JTBふるさと開発事業部及び株式会社さとふる（以下「委託事業者」）に委託しています。返礼品提供事業者は、自社商品が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わす必要があります。

### 【事業イメージ図】



### 3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

#### ○返礼品提供事業者の要件

	要件
1	本市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、本市内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている法人、その他の団体または個人事業主（以下「事業者」）であること。ただし、本市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本市をPRしていると認められる場合は、市外の事業者も可能とします。
2	豊中市税のほか、国税、府税等に未納の無いこと。
3	各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。
4	代表者等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例施行規則第2条3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）でないこと。
5	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第44号）のほか関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

### 4 返礼品の要件

（1）「3 返礼品提供事業者の要件」を満たす事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

#### ○すべての返礼品に共通する要件

	要件	備考
1	総務省が示す「地場産品基準」を満たす商品であること。	<b><u>3ページ（※1）を必ずご確認ください。</u></b>
2	本市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。	
3	品質および数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。	
4	商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など関係法規を提供事業者の責において確実に把握し、遵守しているものであること。	
5	返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、必ず権利者の許諾を受けていること。	

○食品に関連する返礼品の要件

	要件	備考
1	食品衛生法、食品表示法など関連法規を提供事業者の責において確実に把握・遵守し、必要な許可の取得や適切な食品表示を行っているものであること。 また、これらについて豊中市保健所に事前相談を行ったものであること。	許可取得や表示の確認には時間を要するので、余裕をもって相談を行ってください。
2	委託事業者および配送業者と調整の上、寄附者に商品到着後少なくとも5日間の賞味（消費）期限が保証されるものであること。	

○体験型（宿泊サービスや代行サービスを含む）の返礼品の要件

	要件
1	市内および市有施設内にてサービスが提供されること。
2	「地場産品基準」を満たすサービス内容以外は利用不可となる措置を講じること。
3	寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
4	天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
5	安全性の配慮に努めること。

**（※1） 地場産品基準（平成31年4月1日付総務省告示第179号）※令和6年6月28日改正**

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
  - イ（食肉の熟成又は玄米の精白） 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの。
  - ロ（製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程） 当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うも

のを含む。以下同じ。)の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

7の2 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行うものが運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。

7の3 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。

7の4 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が**近隣の他の市区町村と共同**でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを**共通の返礼品等とするもの**

ロ **都道府県**が当該都道府県の区域内の**複数の市区町村と連携**し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の**共通の返礼品等とするもの**

ハ **都道府県**が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において**地域資源として相当程度認識**されているもの及び当該市区町村を**認定**し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する**災害により甚大な被害**を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、**当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。**

総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」には、地場産品基準に関するQ&Aなどが掲載されています。

**「ふるさと納税にかかる指定制度の運用についてのQ&Aについて」ほか、最新情報をご確認ください。**

総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」URL：

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/archive/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/)

(2) 返礼品に対する市の負担額は寄附金額の3割を上限とします。なお、返礼品の価格には消費税と梱包代を含むものとします。また、市は、返礼品の負担額に加え、送料の実費を負担します。

#### 留意事項

- ① 複数回に分けて返礼品を発送する提案の場合は、合計の商品価格、梱包代で返礼品の価格を設定すること。
- ② 市が負担する送料とは、返礼品発送に係る基本配送料(概ね160サイズ25kgまで)をいいます。ただし、クール便で発送する返礼品の場合は、基本配送料を超えた送料も市が負担します。

- (3) 返礼品の申込みは、1事業者1回あたり10品を上限とします。なお、10品のうち、同一商品（サイズ・規格違い等）は3品を上限とします。ただし、申込状況等により上限数は調整する場合があります。

## 5 返礼品提供事業者として登録することの効果

- (1) ふるさと納税（寄附金）制度を通じた新たな販売経路ができます。
- (2) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品および事業者のPRができます。
- (3) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができます。ただし、返礼品提供事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみの場合と送料が変動しない範囲とします。
- (4) 市のホームページや市が作成・配布（市が委託して作成する媒体を含む。）するふるさと納税（寄附金）パンフレット等に返礼品および事業者名を掲載します。なお、本市がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ情報提供することがあります。

## 6 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、豊中市財務部財政課へ持参、郵送またはメールにて提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、返礼品提供事業者の負担とします。

○初めて返礼品を登録する場合

	提出書類	備考
1	豊中市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書 (様式第1号)	
2	返礼品提案書(様式第2号)	1商品ごとに作成
3	返礼品に添付する食品表示シール(食品の返礼品のみ) ※返礼品提案書(様式第2号)に貼付してください。	豊中市保健所へ事前相談を行ったもの。実物の提出が難しい場合は写真でも可
4	誓約書(様式第3号)	
5	事業者概要(任意様式)	会社のパンフレット等で可
6	営業許可証の写し(営業許可を必要とする事業を営んでいる事業者)	有効期限内のものに限る
7	豊中市税に未納の無い証明書(豊中市に納税義務を有する場合のみ)	発行日から3か月以内のものに限る(豊中市に業者登録のある場合は省略可)

※食品の返礼品の場合、相談履歴の確認のため、提出いただいた書類を必要に応じて担当部局へ送付します。

○2回目以降、返礼品を登録する場合（返礼品登録事業者として登録済みの場合）

	提出書類	備考
1	返礼品提案書（様式第2号）	1商品ごとに作成
2	返礼品に添付する食品表示シール（食品の返礼品のみ） ※返礼品提案書（様式第2号）に貼付してください。	豊中市保健所へ事前相談を行ったもの。実物の提出が難しい場合は写真でも可
3	営業許可証の写し（営業許可を必要とする事業を営まれている事業者）	追加したい返礼品について許可が必要な場合で、新規登録時に許可証の写しを提出していない場合のみ有効期限内のものに限る

※食品の返礼品の場合、相談履歴の確認のため、提出いただいた書類を必要に応じて担当部局へ送付します。

※なお、現在承認されている商品と同一商品（サイズ・規格違い等）の場合は、書類の提出を省略できることがありますので、事前にお問い合わせください。

## 7 募集期間、選定スケジュール

### （1）応募受付

応募は随時受付しています。以下の締切日を設け、前回の締切日以降に応募のあったものを審査します。

	締切日	返礼品提供開始日
1	令和7年5月15日（木）	令和7年7月1日（火）
2	令和7年6月13日（金）	令和7年8月1日（金）
3	令和7年7月15日（火）	令和7年9月1日（月）
4	令和7年9月15日（月）	令和7年11月1日（土）
5	令和7年10月15日（水）	令和7年12月1日（月）
6	令和7年11月14日（金）	令和8年1月5日（月）
7	令和7年12月15日（月）	令和8年2月1日（日）
8	令和8年1月15日（木）	令和8年3月1日（日）
9	令和8年2月13日（金）	令和8年4月1日（水）

※各締切日は、すべて**17時必着**です。

※食品に関する返礼品について、事前相談を行っていない商品や追加対応が必要と判断した商品は、上記のスケジュールで返礼品が提供開始できない場合があるのでご注意ください。

### （2）選定スケジュール

受け付けた応募申請は、本市における選定基準に基づき、返礼品提供事業者登録の可否および返礼品の採択を審査します。

審査結果は、「豊中市ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認（不承認）通知書」（様式第4号）、「豊中市ふるさと納税返礼品承認通知書」（様式第5号）、「豊中市ふるさと納税返礼品不承認通知書」（様式第6号）により返礼品提供事業者へ通知します。

○応募～返礼品提供開始までの流れ

豊中市	返礼品提供事業者
	※食品の場合 ①保健所への事前相談 (時間を要しますので、余裕をもって相談を行ってください。)
③返礼品提案受付(随時)	②各種申込書類の作成、応募
④返礼品提供事業者及び返礼品の募集締切(※締切日は上記参照)	
⑤返礼品提供事業者・返礼品審査	
⑥返礼品提供事業者登録決定通知書及び返礼品決定通知書の送付	⑦委託事業者と契約、掲載手続き
⑧返礼品提供開始(※締切日の翌々月の1日)	
⑩返礼品追加、変更受付(随時)	⑨返礼品の追加や変更があれば申請(随時)

## 8 返礼品の内容変更等

登録済みの企業情報や返礼品内容を変更する場合、廃業や返礼品としての取り扱いを辞退したい場合は、速やかに「豊中市ふるさと納税登録内容変更届」(様式第7号)を市と委託事業者へ提出してください。返礼品の内容変更の場合は、「返礼品提案書」(様式第2号)も新たに作成し、変更届と併せて提出してください。

なお、変更・辞退で発生する費用は返礼品提供事業者の負担とします。

## 9 返礼品提供事業者および返礼品の登録取消

(1) 市は、登録された返礼品提供事業者または返礼品が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査します。審査の結果、継続が認められないとの判断に至った際は、当該返礼品提供事業者に対し、「豊中市ふるさと納税返礼品提供事業者登録取消通知書」(様式第10号)、「豊中市ふるさと納税返礼品登録取消通知書」(様式第11号)を送付します。

ア 本要項3または4に定める要件に適合しなくなったと認める場合

イ 提出書類に虚偽があった場合

ウ 市に損害を及ぼす行為があった場合

(2) (1)の規定にかかわらず、返礼品提供事業者が倒産した場合は、市は通知書を送付せず、取り消しができるものとします。

## 10 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第44号)のほか関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

## 1 1 返礼品提供事業者および返礼品の見直しについて

(1) 見直しは全返礼品の年間の注文数等を目安とし、注文数が少ない返礼品については、返礼品提供事業者と協議を行い、入替えについて検討します。

(2) 市はその他、必要に応じて返礼品提供事業者と見直しの協議を行うことがあります。

## 1 2 その他の留意事項

(1) 返礼品提供事業者は、返礼品決定後、本市が契約する委託事業者より業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、別途委託事業者へ提出してください。

(2) 本市がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じて返礼品提供事業者へ返礼品見本の提供のお願いをする場合があります。

(3) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、発売中止、品質および発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに市および委託事業者へ報告してください。

(4) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに市および委託事業者へ報告してください。なお、品質等による保証については、返礼品提供事業者が行うこととします。

(5) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(6) ふるさと納税制度および返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 13 申込み・問い合わせ先

財務部 財政課 財政係

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号(第二庁舎4階)

TEL: 06-6858-2799 FAX: 06-6858-3184

メールアドレス: [zaisei2@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:zaisei2@city.toyonaka.osaka.jp)

※食品に関する返礼品は、事前に営業許可や食品表示について下記にご相談ください。

豊中市保健所の表示担当部局

・健康医療部 健康危機対策課 食品衛生係(営業許可、食品表示(衛生事項、品質事項))

〒561-0881 豊中市中桜塚4丁目11番1号(豊中市保健所)

TEL: 06-6152-7320 FAX: 06-6152-7328

※品質事項は、食品関連事業者(表示責任者)の業務域(市域、府域、広域)により窓口が異なります。

(府域:大阪府庁食品表示グループ 06-6944-6319、広域:消費者庁 食品表示課 03-3507-8800)

・健康医療部 健康推進課 健康支援係(食品表示(保健事項))

〒561-0881 豊中市中桜塚4丁目11番1号(豊中市保健所)

TEL: 06-6858-2879 FAX: 06-6152-7328